

こども園のしおり

令和3年度

隼人ひまわりこども園

* 保育について

建学の精神・・・豊かな自然環境の中で、園児一人一人の個性を伸ばす。

教育方針・・・自然環境の中で、遊びや幼児期にふさわしい多様な生活経験を
通して「意欲と思いやりの心」を育成する。

教育目標・(1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体の
調和的発達を図ること。

(2) 園内に於いて集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協調、自主、
自律、感謝の精神、身の社会生活及び事象に対する正しい理解や態度の芽ば
えを養うこと。

(3) 年間四季の自然に関心と親しみをもたせ、情緒の芽ばえを養うこと。

(4) 言語の使い方を正しく導き、正しい意思表示と童話絵本に対する興味を養うこ
と。

(5) 音楽、遊戯、絵画制作、その他の方法により創造表現に対する興味を養うこと。

幼児期の教育が人生に於いて極めて大切なことは言うまでもありませんが、こど
も園に於けるお子様の教育はご家庭の皆様のご協力がありまして、はじめて効果
を表すものであることをご理解していただきたいと存じます。

* 個人面談、クラス懇談会について

個人面談は夏休み、冬休みのはじめに予定されていますが、心配事等あれば随時受
け付けておりますのでお気軽に担任へご相談ください。相談は午後2時20分以降
にしてください。クラス懇談会等の開催を希望する場合はクラス役員さんを通じて
担任へご相談ください。

* 出欠席について

子ども達は入園してからさまざまな病気にかかります。インフルエンザ等の法定伝
染病にかかることが多いようです。出席ブックにも記載されていますので、病気に
かかったら 担任へご連絡ください。病院で法定伝染病と診断された場合は出席停
止となり公欠扱いといたします。医師の登園許可証明書を提出して登園させてくだ
さい。健康管理（早寝早起き朝ごはん）に十分気をつけて毎日げんきに登園でき
るように心がけてください。夏休みの登園日に帰省などで登園できない場合は、担
任へあらかじめお知らせください。公欠扱いといたします。

* 園内でのケガについて

園内でケガをした場合は、すぐ保護者様に連絡をし担任が病院（指定の病院があ
ればお知らせください）へ連れて行き手当いたします。その時保護者様も健康保険証
を持参して直接病院に来られるようお願いいたします。その後の通院も保護者様で
お願いいたします。その治療費の領収書を園に提出してください。日本スポーツ振興
センターから支給されます。（小、中学校と同じ扱いです）

時には、何かに頭などをぶつけてその時はたいした症状を示さず帰宅後に異常が出たりすることがあるかもしれません、その時はすぐに担任へご連絡ください。

* 保育の必要な事由について

2・3号認定児の保護者様が退職等で保育の必要な事由に該当しなくなった場合はすぐ担任へお知らせください。

* 各経費について

1号認定児

- 食育費 3,900円（8月は無徴収です。）
スクールバス費 2,200円 片道1,100円、（8月は無徴収です。）
預かり保育費 日額 300円 pm6時以降は別途200円となります。
土曜・春・夏・冬休み期間中は450円pm6時以降は別途200円となります。
- ひまわり会費・・・4月と10月ちゅうりっぷ組園児さんは1,800円、3歳児以上は2,400円です。

2号認定児

- 食育費 月額 5,700円
行事費 月額 500円
スクールバス費（満3歳児より）月額 2,200円 片道1,100円、
（8月は無徴収です。）
延長保育料午後6時以降の保育に対してはその都度別途200円となります。
- ひまわり会費4月と10月ちゅうりっぷ組園児さんは1,800円、3歳児以上は2,400円です。

3号認定児

- 利用者負担額 霧島市が所得に応じて定めた額
行事費（2歳児4月より） 月額 500円
スクールバス費（満3歳児より）月額 2,200円 片道1,100円、
（8月は無徴収です。）
延長保育料午後6時以降の保育に対してはその都度別途200円となります。
- ひまわり会費4月と10月ちゅうりっぷ組園児さんは1,800円です。

* 納金について

- 利用者負担費等の納金はゆうちょ銀行自動払込み（口座引落とし）をご利用ください。
- 預かり保育費・雑費袋等による納金は月曜日～金曜日に釣銭の無いようにして収めてください。土曜日は納金受付できませんので持たせないでください。